

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		投票実施請求代表者証明書の交付
根拠法令(例規)及び条項		市町村の合併の特例に関する法律施行令 第 13 条第 2 項
法令(例規)番号		平成 17 年政令第 55 号
関 係 条 項		市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 11 項、市町村の合併の特例に関する法律施行令 第 13 条第 1 項
所 管 課 係 名		選挙管理委員会選挙係
審 査 基 準	基 準	(投票実施請求代表者証明書の交付等) 第 13 条 法第 4 条第 11 項の規定により合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求しようとする代表者(以下「投票実施請求代表者」という。)は、同条第 9 項に規定する基準日から 20 日以内に、その請求の内容その他必要な事項を記載した書面(以下「投票実施請求書」という。)を添えて、その者の属する市町村の選挙管理委員会に対し、投票実施請求代表者であることを証明する書面(以下「投票実施請求代表者証明書」という。)の交付を文章で申請しなければならない。 2 前項の規定による申請があったときは、当該市町村の選挙管理委員会は、直ちに、投票実施請求代表者が選挙人名簿に登録された者であることの確認を行い、その者に投票実施請求代表者証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。
	審査基準未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		14 日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		施設の使用に要する費用の承認
根拠法令(例規)及び条項		地方自治法施行令 第 107 条第 3 項
法令(例規)番号		昭和 22 年政令第 16 号
関 係 条 項		地方自治法施行令第 107 条第 1 項
所 管 課 係 名		選挙管理委員会選挙係
審 査 基 準	基 準	(演説会等のための公営施設等の使用) 第 107 条 3 第 1 項に規定する演説会等の開催のための施設の使用に要する費用の額は、その管理者において市町村の選挙管理委員会の承認を経てこれを定め、あらかじめ、公示しておかなければならない。
	審査基準未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		7 日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		施設の使用に要する費用の承認（議会の議員の解職の投票）
根拠法令(例規)及び条項		地方自治法施行令 第 113 条(第 107 条第 3 項の準用)
法令(例規)番号		昭和 22 年政令第 16 号
関 係 条 項		地方自治法施行令第 107 条第 1 項、第 3 項
所 管 課 係 名		選挙管理委員会選挙係
審 査 基 準	基 準	準用する政令第 107 条第 3 項の規定による。 (演説会等のための公営施設等の使用) 第 107 条 3 第 1 項に規定する演説会等の開催のための施設の使用に要する費用の額は、その管理者において市町村の選挙管理委員会の承認を経てこれを定め、あらかじめ、公示しておかなければならない。
	審査基準未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		7 日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		施設の使用に要する費用の承認(長の解職の投票)
根拠法令(例規)及び条項		地方自治法施行令 第 116 条の 2(第 107 条第 3 項の準用)
法令(例規)番号		昭和 22 年政令第 16 号
関 係 条 項		地方自治法施行令第 107 条第 1 項、第 3 項
所 管 課 係 名		選挙管理委員会選挙係
審 査 基 準	基 準	準用する政令第 107 条第 3 項の規定による。 (演説会等のための公営施設等の使用) 第 107 条 3 第 1 項に規定する演説会等の開催のための施設の使用に要する費用の額は、その管理者において市町村の選挙管理委員会の承認を経てこれを定め、あらかじめ、公示しておかなければならない。
	審査基準未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		7 日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		施設の使用に要する費用の承認(議会の解散、議員又は長の解職の投票を同時に行う場合等)
根拠法令(例規)及び条項		地方自治法施行令 第 120 条(準用する第 116 条の 2 において準用する第 107 条第 3 項)
法 令 (例 規) 番 号		昭和 22 年政令第 16 号
関 係 条 項		地方自治法施行令第 107 条第 1 項、第 3 項
所 管 課 係 名		選挙管理委員会選挙係
審 査 基 準	基 準	準用する政令第 116 条の 2 において準用する政令第 107 条第 3 項の規定による。 (演説会等のための公営施設等の使用) 第 107 条 3 第 1 項に規定する演説会等の開催のための施設の使用に要する費用の額は、その管理者において市町村の選挙管理委員会の承認を経てこれを定め、あらかじめ、公示しておかなければならない。
	審査基準未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		7 日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		議会の解散の請求代表者証明書の交付
根拠法令(例規)及び条項		地方自治法施行令 第 100 条(第 91 条第 2 項の準用)
法 令 (例 規) 番 号		昭和 22 年政令第 16 号
関 係 条 項		地方自治法施行令 第 91 条第 2 項
所 管 課 係 名		選挙管理委員会選挙係
審 査 基 準	基 準	準用する政令第 91 条第 2 項の規定による。 (請求代表者の証明) 第 91 条 2 前項の規定による申請があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに市町村の選挙管理委員会に対し、条例制定又は改廃請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求め、その確認があつたときは、これに同項の証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。
	審査基準未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		14 日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		議会の議員の解職の請求代表者証明書の交付
根拠法令(例規)及び条項		地方自治法施行令 第 110 条(第 91 条第 2 項の準用)
法令(例規)番号		昭和 22 年政令第 16 号
関 係 条 項		地方自治法施行令第 91 条第 2 項
所 管 課 係 名		選挙管理委員会選挙係
審 査 基 準	基 準	準用する政令第 91 条第 2 項の規定による。 (請求代表者の証明) 第 91 条 2 前項の規定による申請があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに市町村の選挙管理委員会に対し、条例制定又は改廃請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求め、その確認があつたときは、これに同項の証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。
	審査基準未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		14 日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		長の解職の請求代表者証明書の交付
根拠法令(例規)及び条項		地方自治法施行令 第 116 条(第 91 条第 2 項の準用)
法令(例規)番号		昭和 22 年政令第 16 号
関 係 条 項		地方自治法施行令 第 91 条第 2 項
所 管 課 係 名		選挙管理委員会選挙係
審 査 基 準	基 準	準用する政令第 91 条第 2 項の規定による。 (請求代表者の証明) 第 91 条 2 前項の規定による申請があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに市町村の選挙管理委員会に対し、条例制定又は改廃請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求め、その確認があつたときは、これに同項の証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。
	審査基準未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		14 日
備 考		